

2026年度第1回豊岡市環境審議会 会議録

日 時：2026年6月22日（月）13時30分～16時30分

会 場：豊岡市役所本庁舎3階 庁議室

出席した委員：安藤有公子、上田彩乃、川見絵里香、木築基弘、小西明彦、島崎卓也、
高松弘道、武田禎子、田原美穂、西垣由佳子、増原直樹、村田美津子、
山室敦嗣（五十音順）

欠席した委員：飯田勇太郎、水嶋弘三

事 務 局：コウノトリ共生部 部長 村田一紀

コウノトリ共生課 課長 宮垣 均

課長補佐 竹内有子

脱炭素推進室室長 原田弥寿久

コウノトリ共生係長 松岡利昌

（注）会議録は、発言内容を一言一句正確に記録したものではありません。発言内容をもとに一部表現（文言）を変えて表記している箇所があります。

【用語の定義について】

会議録において、以下については次のように略称を用いて一部記載しています。

- ・第1次豊岡市環境基本計画：第1次計画
- ・第2次豊岡市環境基本計画：第2次計画
- ・第3次豊岡市環境基本計画：第3次計画
- ・豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例：条例

1 開会（進行：事務局）

2 辞令交付

3 あいさつ

コウノトリ共生部長より挨拶

4 委員紹介

5 会長・副会長の選任

会 長：山室敦嗣委員

副会長：西垣由佳子委員

6 協議（進行：山室会長）

(1) 環境審議会の進め方について

【事務局】

今年度の環境審議会では、1つ目に「環境報告書に関する審議」として、第2部「目標と

する姿」への取組み状況、及び第6部「2025年度の環境に関する取組みについて環境審議会の意見」について審議いただく。2つ目に「脱炭素施策に関する審議」として、温室効果ガス排出量や脱炭素施策の進捗状況について報告し、意見交換を行う。3つ目に「環境基本計画策定に関する審議」として、今年度で第2次環境基本計画の計画期間が終了するため、今後の新たな指針となる「第3次環境基本計画」の策定に向けて審議いただく。審議会開催スケジュール案として、年7回の会議を予定している。本日の第1回を経て、7月の第2回で環境報告書について、8月の第3回と10月の第4回で第3次計画策定について、11月の第5回で環境報告書についてそれぞれ審議いただく。12月の第6回では第3次計画策定と脱炭素施策の進捗状況に関する意見交換を行い、年明けの2月の第7回で環境報告書及び第3次計画策定の審議、生物多様性推進部会の報告を行う。なお、第3次計画策定の進捗状況により、お示しした以外にも追加で会議を開催する場合がある。ご了承ください。

視察について、今年度はほぼ毎月審議会を開催する過密スケジュールのため、現時点では視察の実施を検討していない。その代替として、コウノトリ共生課などが実施する環境関連事業を委員の皆様へ案内し、参加いただき現地を見学する機会を設けることとしたい。視察についても、意見を伺いたい。

【会 長】

意見や質問があれば発言いただきたい。

特に意見がなければ、審議会の進め方については事務局の提案どおりに進める。視察は、適宜、事務局から事業等の情報を提供いただく形で進めていく。

続いて、次第では、「(2) 第3次環境基本計画の策定について」となっているが、事務局より「次第7 報告」を先に行いたいとの提案があったため、順序を入れ替え、先に「次第7」を行う。

7 報告

(1) 2023年度温室効果ガス排出量について

【事務局】

2023年度豊岡市域の温室効果ガス排出量について報告する。豊岡市では、2030年度温室効果ガス削減目標を2013年度比54%削減と掲げ、脱炭素化の取組みを進めている。

2023年度の市域の総排出量は456千トン-CO₂であり、2022年度に比べ28千トン-CO₂、5.7%減少した。国や県の削減状況と比べても大きな削減を実行できたと言える。

次に、各部門別の増減状況と要因について説明する。産業部門の排出量は125千トン-CO₂で、2022年度に比べ3.8%減少した。省エネの進展によるエネルギー消費量の減少と、電力のCO₂排出係数が小さくなったことが要因と考えられる。民生家庭部門の排出量は78千トン-CO₂で、14.2%減少した。世帯数は増加したものの、暖冬により家庭でのエネルギー使用量が減少したことが要因と考えられる。民生業務部門の排出量は107千トン-CO₂で、6.9%減少した。省エネ設備への更新が進み、エネルギー消費量が減少したことなどが要因として考えられる。運輸部門の排出量は130千トン-CO₂で、1.5%減少した。自動車の登録台数が減少したこと、及び燃費の向上が要因と考えられる。廃棄物部門の排出量は16千

ン-CO₂で、前年度と比べ増減はなかった。クリーンパーク北但での処理に係るエネルギー消費量は増加したものの、ごみ排出量が減少していることに加え、下水処理施設でのエネルギー消費量の減少や、電力の排出係数が小さくなったことが要因と考えられる。

全体としては5.7%減少し、排出量の削減は進んでいるが、排出係数の変動により若干の増減がある。2022年度と比較すると減少しているものの、2021年度と比較すると順調に減少しているとは言えない状況である。引き続き、地球温暖化対策実行計画に基づき取組みを進める。

(2) 脱炭素先行地域事業について

【事務局】

環境省が推進する「脱炭素先行地域」の第7回公募に応募し、全国18件の提案のうち豊岡市を含む12件が選定され、採択を受けた。この事業は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて全国100ヶ所程度に先進的なモデル事業を作る国の取組みである。

豊岡市の計画は、2026年度から2030年度までの5年間で、脱炭素インフラの整備を軸とした観光産業の再生、地域経済の活性化に取り組み、地域住民や地域内事業者にとって魅力的で住みやすい地域をつくっていく事業である。提案名は「コウノトリ羽ばたくサステナブルな脱炭素観光地域づくり」としている。提案者は豊岡市であり、日高神鍋観光協会をはじめとする9社の共同提案者とともに進める。事業期間は2026年度から2030年度までの5年間、日高神鍋エリアをモデル地域とし、予算規模は約41.4億円、そのうち国の交付金として最大約25.5億円が交付される見込みである。計画している主な事業内容を説明する。1つ目は、住宅等への太陽光発電等の導入による再生可能エネルギー等の利用促進である。エリア内の住宅や事業者等への太陽光発電設備及び蓄電池の導入、薪ストーブや木質チップボイラーの導入を進める。住宅・事業者向けの補助制度を設け、来月7月から申請受付を開始する。

2つ目は、道の駅神鍋高原の観光・防災・生活支援の拠点化を進める。道の駅神鍋高原に積雪地域向けの垂直設置型の太陽光発電設備を導入するとともに、周辺の宿泊施設と連携した自営線マイクログリッドを構築する。平時は再生可能エネルギーの地産地消を進め、停電時にはこの自営線を利用して太陽光発電によって生まれた電力を道の駅に供給し、災害時でも安心して電気が使える環境を構築する。

3つ目は、サステナブルツーリズムの展開である。共同提案者である日高神鍋観光協会が中心となり、脱炭素やネイチャーポジティブをテーマとした高付加価値な観光プログラムの開発・提供を行う。

4つ目は、コウノトリ舞う自然共生型農業の脱炭素モデルである。具体的には、営農型太陽光発電設備を導入する予定である。

5つ目は、市の未利用地を活用した再生可能エネルギーの供給である。日高町小河江にある約4万平方メートルの市の未利用地を活用し、約2メガワットの太陽光発電所を整備し、エリア内の公共施設を中心に再生可能エネルギーの供給を行う。

これらの事業を今年度よりスタートし、5年間をかけて順次進めていく。今後の進捗状況は審議会で随時報告を行う。

【会 長】

意見や質問があれば発言いただきたい。

【委 員】

資料4の温室効果ガス排出量については、減少傾向にあることやその要因について詳しく説明があり、よく理解できた。確認となるが、地球温暖化対策実行計画では森林整備等による吸収量も一定程度見込んでいくことになっていたかと思うが、この吸収量の算出・算定は、どのタイミングで実施されるのか。

次に、脱炭素先行地域事業について、選定おめでとうございます。資料5の内容に関連して、以前、道の駅神鍋高原を見学したことがあるが、この道の駅が市の防災・災害対策における避難所指定などの位置付けがどのようになっているか確認したい。

最後に、資料5にある「営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）」について、豊岡市の坪口農事未来研究所などを見学し、非常に有意義な話を伺ったことがある。ご存知かと思うが、営農型太陽光発電の設置にあたっては、今年度から国の規制が非常に厳しくなっている。今後、豊岡市として農山漁村における再生可能エネルギーをどのように計画していくかという全体構想を描かなければ、新たな設置は難しいと聞いている。理論的には自然共生型の営農型太陽光発電の導入は可能であると考えているが、厳しい規制に対応するため、市としても別途検討を急ぎ、新たな計画・構想の策定に努めていただきたい。

【事務局】

1つ目の森林吸収量については、毎年算定を行っている状況ではない。しかし、実質ゼロ（カーボンニュートラル）を考えるのであれば、プラスマイナスの管理が必ず必要になるため、算定方法等について改めて確認したい。

2つ目の道の駅の避難所指定について、道の駅自体は避難所として指定されていない。しかし、避難所に指定されていなくても、災害時には観光客や地域住民が避難して来られるケースを想定している。そのため、本事業を通じて、観光地としてのレジリエンス機能（防災・減災力）強化を図る点を重視したい。

3つ目の営農型太陽光発電については、ご指摘のとおり非常に規制が厳しくなっていると認識している。国などの動向を研究し、必要に応じて適切な施策を講じられるよう、農政等の関係部局とも相談しながら進めていきたい。その際は、委員からもご助力やご意見をいただきたい。

【委 員】

森林吸収量の件については、先日「国における基準の排出算定マニュアルが変更される可能性がある」との報道があった。国の動向を注視しつつ、毎年が負担であれば3年あるいは5年に1回といった定期的なスパンで算定すると非常に有益である。必要があれば、森林専門の方を紹介することも可能である。

また、営農型太陽光発電の規制強化については、私の研究室の学生もこのテーマで研究をしており情報が集まっているため、必要があれば協力するので、声を掛けてほしい。

【委 員】

営農型太陽光発電の規制について、ご存知であれば教えていただきたい。

【事務局】

営農型太陽光発電の規制強化の具体例について、わかる範囲で補足する。農地法上の施行規則等において、営農型という名目である以上は基本的に営農の継続が求められるため、例えば、営農による収穫量（反収）が2割以上減少する場合は不許可になるといった許可基準の厳格化がある。また、支柱の高さを最低2メートル以上必要といった基準や、農林水産省からさらに多くのガイドラインが提示されると聞いている。

【委員】

資料4の温室効果ガス排出量に関して、私たちに直接関係するところは民生部門かと思うが、記載のとおり、人口は減少しても世帯数は減少しない傾向がある。一般的には夏より冬の方がエネルギーを使うが、夏が長期化している現状があり、そこが影響する可能性がある。また、1世帯当たりの冷凍庫の保有台数が増加しつつある。最近の冷凍食品の進化も背景にあり、電気は多く使うが、車で買い物に行く回数が減り、ガソリン使用量が減っている可能性もある。身近な脱炭素は、こういった広い視点も持っておくとよい。

資料5の脱炭素先行地域について、本事業は対象地域が限定されているため、市民への周知が非常に難しいと思うが、今後の周知の仕方や時期を教えてください。

【事務局】

脱炭素先行地域のエリア内への周知については、先々週から住民説明会を計4回開催し、各回20名程度、全体で約80名の方に参加いただいた。説明会では、脱炭素先行地域事業の概要と、7月から始まる補助制度について説明を行った。

補助制度については、来週月曜日に市ホームページに概要を掲載する予定である。本事業の補助金はエリア内の事業者だけでなく、一般の個人（住宅）にも申請していただきたいため、6月発行の市広報の配布に合わせ、対象エリア内の全戸を対象に補助制度のチラシを配布する予定としている。

【委員】

資料5の「市の未利用地を活用した再生可能エネルギーの供給」として太陽光発電所の整備があるが、市の未利用地の活用や売買については、先日の市議会でも議論された。その際、地域住民が知らない状況で太陽光発電の話が進んでいた事例が実際にあった。当然、こうした事業を進めるにあたっては、地域の方への周知が行われると思うが、対象地域に住む方との意見交換や周知については、丁寧に対応いただきたい。

【事務局】

日高町小河江エリアの設置場所は民家から少し離れた場所ではあるが、地域コミュニティ会長や区長会長へ事前に事業内容の説明を行っている。この先行地域の計画についても丁寧な説明に努めていきたい。

【委員】

この未利用地に設置される太陽光発電所は、一般的によく見かけるような、ソーラーパネルを一面に敷き詰めるような形状のものになるのか。

【事務局】

認識のとおり、一般的なソーラーパネルを敷き詰める形である。この未利用地は、円山川の浚渫作業によって出た土砂を埋め立てた土地であり、現在は平地である。この平地の上に敷き詰めることになる。

【会 長】

次第「協議」に戻る。

6 協議

(2) 第3次環境基本計画の策定について

ア 第2次環境基本計画の概要について

【会 長】

次第「協議 (2) 第3次環境基本計画の策定について」、まず「ア 第2次環境基本計画の概要について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

現行の第2次環境基本計画が今年度末をもって計画期間終了となる。次期計画である第3次環境基本計画の策定に向けた前提として、第2次計画の全体像を改めて共有する。資料2は、第2次計画を要約、抜粋して作成している。

計画策定の目的は、「コウノトリの野生復帰」をシンボルとして、すばらしい環境を広げ、将来の世代につなげていくため、目標とすべき姿を設定し、実現への道すじを示すものである。環境基本計画は、参考資料として配布した「豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例」に基づく計画であり、市の上位計画である「豊岡市総合計画（基本構想）」が示す、まちの将来像「コウノトリ悠然と舞うふるさと」を環境面から実現するための基本計画である。また、他分野の計画や市が展開するすべての取組みが環境に配慮したものとなるよう連携し、市民・事業者・来訪者、そして市が、単独で、また相互に協力して、できることに取り組むための指針となる。

計画の期間は、2017年度から2026年度までの10年間である。

計画の位置づけの体系図について説明する。環境基本計画は、条例に定められた環境分野の長期的な目標、良好な環境の保全に関する取組みを進めるために必要な事項を定め、分野別計画や市の各部局の全ての計画や施策で環境に配慮するとしている。また、計画では、市民・事業者・来訪者・市、それぞれの具体的な取組みを行動指針として定めている。その行動指針に基づき、各主体、それぞれが単独で、また相互に協力してできることに取り組む。

次に、条例第3条に定められた3つの「基本理念」について説明する。1つ目は「ふさわしい行動」であり、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとることである。2つ目は「次世代への継承」であり、先人から受け継いだ良好な環境を次の世代にしっかりと引き継いでいくことである。3つ目は「地域の個性の活用」であり、地域ごとに異なる地形、自然、風土、生業は、地域それぞれが誇りうる宝物であり、お互いを認め合いながら「つながり」、みんなで「心地よい」まちづくりを進めることとしている。この3つの基本理念は、条例に定められた事項であるため、第3次計画へ引き継ぐ。

条例第5条に定められた6つの「基本方針」は次のとおりである。1つ目は「自然・文化・歴史的資源の理解と保全」、2つ目は「人と生きものがバランスよく共生するまちづくり」、3つ目は「資源の無駄遣いをなくす循環型のまちづくり」、4つ目は「環境意識を高める環境にやさしい人づくり」、5つ目は「環境と経済の共鳴による環境保全活動の持続的推進」、

6つ目は「地球環境の保全に貢献」、この6つの基本方針も条例に施策の基本方針として定められた事項であるため、第3次計画へ引き継ぐ。

次に、10年後の到達目標として、「目標とする姿」が10項目設定されている。①豊かな森、②里山の利用、③豊かな田んぼ、④きれいな水辺、⑤豊かな生態系、⑥文化の継承、⑦子どもの教育、⑧ごみの減量、⑨省エネの実践、⑩経済の活性化。この「目標とする姿」は、今後、審議会の中で皆様に審議いただく。参考として、第1次計画と第2次計画の「目標とする姿」及び「取組みの方向」の比較資料を本日配布した。

次に、「目標とする姿」を実現するため、各主体が協力して取組みを進める14項目の「取組みの方向」を定めている。ポイントとして、「取組みの方向」は複数の「目標とする姿」と関連しており、例えば、「環境学習・教育推進」は、すべての「目標とする姿」と関連している。この「取組みの方向」についても、今後、審議会の中で皆様に審議いただく。

「目標とする姿」「取組みの方向」「行動指針」のつながりについて説明する。3つの「基本理念」と6つの「基本方針」を踏まえ、10の「目標とする姿」を定め、それを達成するために14の「取組みの方向」を定め、各主体がそれぞれ具体的に何をするかを「行動指針」として定めている。今後、第3次計画での「目標とする姿」、「取組みの方向」、「行動指針」については、審議会の中で皆様に審議いただく。

次に、第1次計画から引き継がれている「6つの合言葉」があり、目標とする姿を実現するために合言葉を意識して、日常から環境に配慮した行動を心がけるよう定めている。

次に計画の推進において、庁内の各部局と連携を強化し、環境審議会で計画策定や推進について審議いただき、市への意見や提言をいただいている。さらに、市が情報を共有して各主体をつなぐことで、市民・事業者・市、そして豊岡を訪れる来訪者も一体となって取り組むとしている。

そして、毎年度、達成状況を点検、評価し、PDCAサイクルの考え方をを用いて継続的な点検と見直しを実施する。

最後に、昨年度、審議会で審議いただいた、2024年度環境報告書「目標とする姿への評価」一覧を添付しているが、毎年度若干の評価の動きはあるが、おおむね「この調子でがんばろう」、「よくがんばりました」の評価をいただき、委員の皆様から一定の評価をいただいている。

現行の第2次計画の全体像や枠組みについて共有した上で、第3次計画の検討を進めたい。

【会 長】

第3次計画の策定にあたり、第2次計画の全体像を把握いただいた方が協議しやすいと考え、資料2の第2次計画概要と、参考資料の環境基本条例を配布いただいた。

補足として、1つ目に、2006年（平成18年）制定の「豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例」に基づき環境基本計画が策定され、毎年度、進捗状況を報告する環境報告書を作成している。時間のある時に、この条例に目を通していただき、今後の審議会に持参いただきたい。

2つ目に、当日配布資料の第1次計画と第2次計画の比較についてご覧いただきたい。第1次計画の「目標とする姿」は、豊岡の環境から具体的に10項目が設定され、第1次計画を踏まえて第2次計画を策定した。第1次の「目標とする姿」は、「里山」からはじまり「省

エネ」まであり、第1次と第2次の大きな違いは、第1次では「里山」となっていたが、第2次計画策定当時、獣害が激しくなり「森」と「里山」と細分化した。また、第1次では別であった「川」と「海辺」を第2次ではセットにして「あちこちの川や海辺」としてまとめた。このように、その時点で課題に対応できる目標像を設定した経緯がある。それ以外の項目についても若干の変更はあるが、目標とする姿の数は変えず、そのまま引き継いでいる。今後、第3次計画の「目標とする姿」の検討にあたっても、これまでの経緯を踏まえ策定したい。

3つ目に、環境基本計画の中で基本になる「基本理念」と「基本方針」は、条例に基づくため変更しない。その下位にある「目標とする姿」、「取組みの方向」、「行動指針」の3つを踏まえて策定することになるため、この前提を踏まえて協議をお願いしたい。

意見や質問があれば発言いただきたい。

【委員】

今後、考える上での大前提として確認したい。資料2にある「地域の個性の活用」について、「地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組む」とあるが、市内をどのような地域に分け、それぞれの地域特性をどう概念規定しているのか教えていただきたい。

【事務局】

条例にある「地域ごとに異なる環境」の「地域」について、特定の地域を具体的に区分、明記したものはない。

【会長】

補足すると、この条例を制定した当時は地域コミュニティ政策が立ち上がっていなかった。その後、地域コミュニティ政策が市に順次導入されてきた経緯がある。

【委員】

今の内容に関連して、コミュニティが策定している「地域づくり計画」が今回の計画に活用されたり、逆にこの計画を地域づくりに生かしたりするようなことは想定されているか。

【事務局】

計画の位置づけ図にあるとおり、環境基本計画はあくまで環境分野の中心となる計画である。地域づくりを所管する部署以外にも様々な計画があるが、他の計画と互いに連携をしながら進める形をとっており、環境基本計画の内容を地域づくりの分野に取り入れてもらうような横のつながりをイメージしている。今後もそのような形での連携を想定している。

【委員】

各コミュニティの計画も3年ごとや単年で見直しを行っている。この環境基本計画をコミュニティ側にフィードバックして活用することは可能であると思う。随時連携を進めていただきたい。

【会長】

現在、市内の29の地域コミュニティが様々な活動を展開している。それらは環境基本計画の枠組みの「目標とする姿」でいうと「様々な人々が地域の祭りや行事を楽しみ、未来へつなげる」と連動している。コミュニティの活動は行事の実施だけにとどまらず、自然保全や農地保全の取組みも数多く含まれており、それらを環境基本計画の中に入れ込んでい

る。

【事務局】

本計画は環境保全に関する長期的な目標を定める計画であるため、リンクする部分はあるが、市側として関連する計画として取り入れていく形になる。環境基本計画を、環境を重視した計画にしたいと事務局としては考えている。

【会 長】

他にはなければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

イ 第3次環境基本計画の策定について

【事務局】

資料3「第3次環境基本計画の策定に向けて」に基づき、第3次計画の組み立てや策定スケジュールを説明し、どのような姿をめざすのかについて、委員の皆様から広く意見をいただきたい。

計画の位置づけとして、環境基本条例が根拠法令となり、根本的な部分は次期計画へ引き継ぐ。条例第6条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画とし、環境基本計画を策定する。また、上位計画である「豊岡市基本構想」で示すめざすまちの将来像「小さな世界都市 - Local & Global City -」の実現を環境面からめざす、環境分野の基本計画となる。さらに、他分野の計画や市において展開されるあらゆる施策と連携し、環境保全に一体的に取り組むを進めていく。これまでの第1次、第2次計画と異なる点として、基本構想の「めざすまちの将来像」が変更されている。基本構想には、「小さな世界都市 - Local & Global City -」になるための6つの手段がまとめられており、主要手段1「自然との共生が徹底されていること」、主要手段2「地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれていること」、主要手段3「優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいること」、主要手段4「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちていること」、主要手段5「内発型の地域産業がすくすくと育っていること」、主要手段6「子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っていること」とある。環境基本計画では、主に主要手段1「自然との共生が徹底されている」や主要手段2、そして主要手段6に関わる部分で、環境面から取り組みを進める。

次に、環境基本計画に定める事項として、条例第6条に基づき「環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向」、「施策を推進するために必要な事項」を定める。そして、毎年度その達成状況を評価する。また、条例第7条では、市民、事業者、市が一体となって環境の保全に取り組むための具体的な「行動指針」を策定し、その普及啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進すると明記されている。条例第2条の「環境の保全」の定義について、「環境の保全」とは、「良好な環境を保存し、再生し、及び創造することを言う」とされている。改めての確認になるが、「保存」は良好な環境を守ること、「再生」は損なわれた環境を取り戻し、元に戻すこと、「創造」は良好な環境を新たに創り出すこと、生み出すこと、であると理解いただきたい。この視点で、長期的な目標及び施策の方向を決定していくことになる。

ここまでで説明した計画の位置づけについて図でお示しする。環境基本条例を根拠法令とし、環境基本計画は「豊岡市基本構想」のめざすまちの将来像の実現を環境面から目指し、関連する分野別計画や各部署の施策と連携する。そして、図の最下部にある、条例第4条に定められた「市民、事業者、来訪者、市の各主体が、環境の保全に関し、自主的に、また相互に協力しながら、それぞれができることに取り組む」ことになる。

参考として、次のページに関連する分野別計画を一部抜粋した。自然分野の「生物多様性地域戦略」や「外来種対策行動計画」、地球温暖化分野の「地球温暖化対策実行計画」、資源循環分野の「一般廃棄物処理基本計画」「プラスチックごみ削減対策実行計画」、産業・農林水産分野の「環境経済戦略」「農業ビジョン」「森林・林業ビジョン」などがある。

また、国が2024年度に策定した「第6次環境基本計画」では、環境保全を通じたウェルビーイングや高い生活の質が実現できる「循環共生型社会」の構築を掲げ、兵庫県が2025年度に策定した「第6次環境基本計画」では、脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とした環境価値の創出を掲げている。

第2次計画の概要で説明した3つの「基本理念」、6つの「施策の基本方針」、「各主体の取組」については、条例に定められている事項になるため第3次計画に引き継ぐ。

第3次計画策定の基本的な考え方として、条例に明記されている「コウノトリと共に生きるまちづくり」という根幹は変えずに、市の環境保全の現状と課題を整理し、必要な部分を見直したいと考えている。その上で、生物多様性の保全や脱炭素社会の実現といった最新の環境問題・社会情勢の変化を踏まえ、方向性や目標を定める。

策定体制として、市民、事業者、学識経験者の皆様で構成する「環境審議会」において意見を伺うとともに、農業政策課、林務水産課、環境経済課、生活環境課、学校教育課をはじめとする庁内の10部署の職員で構成する「庁内検討委員会」を設置し、各分野の現在の取組状況や課題を把握し、具体的な素案の検討を行う。さらに、広く市民の皆様から意見を募るパブリックコメントも実施する。

【会 長】

基本的な考え方に記載されている「「コウノトリと共に生きるまちづくり」という根幹は変えずに、第2次計画の内容を基に、市の環境保全の現状と課題を整理し、必要な部分を見直す」とあるが、現状の課題については、庁内検討委員会で検討、議論いただき、次回8月の会議で皆様に提示する予定である。意見や質問があれば発言いただきたい。

【委 員】

再確認であるが、資料に「条例」という表現が出てくるが、この条例は固定されていて、我々審議会が意見できるものではないという認識でよい。また、上位計画である基本構想が変わったということ、各関連の計画もそれぞれあるが、これらの計画に対しても我々審議会が意見するものではないという認識でよい。例えば、環境経済戦略など様々な計画があり、これを継続していくという認識でよい。基本構想の表現が変わっていたが、我々もそこを踏まえて協議すべき。

【事務局】

条例については、現時点では変わるものではないため、根拠法令として計画の策定を進めていくことになる。

また、関連する分野別の計画についても、こちらから提言するのではなく、環境の保全に関する分野において、連携していくということを意識していただくことになる。関連する分野別計画は、策定する時期がそれぞれ異なる。それぞれ次の改定にあたって反映いただくことになる。

基本構想で示すまちの将来像について、環境基本計画はあくまで環境分野の計画になるため、6つの主要手段の1つである「自然との共生が徹底されている」ということが基本構想の中にも定められており、この部分が環境基本計画と関わる形で理解いただきたい。

【委員】

庁内検討委員会について、10部署の職員で構成とあるが、地域振興局は日高振興局と但東振興局のみ関わっているが、他の地域振興局が入っていないのはなぜか。

【事務局】

すべての振興局から参加いただくことも検討したが、委員の人数がかなり増えてしまい、事務局としては、少しコンパクトな委員会とし、意見をいただきたいと考え、2振興局からとした。どの振興局かは指定せず、5つの振興局内で調整いただき、結果、日高と但東からとなった。ここに挙げている10部署以外にも、必要に応じて意見を伺ったり、会議に出ていただくことも考えている。

【会長】

引き続き説明をお願いします。

【事務局】

計画の全体構成案と審議会及び庁内検討委員会の役割分担についてお示しする。第2次計画策定以降、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、まずは今の環境保全の現状や、市の課題を把握する必要があると考えている。第3次計画の新たな点として「環境を取り巻く社会の動き」や「市の環境の現状や課題」について整理する項目を設け、それらを踏まえて、目標とする姿や施策の方向性の検討を行いたいと考えている。庁内検討委員会で他の分野の環境施策の動きや現状、課題等を把握し、その内容を審議会で共有させていただく。基本理念は、条例に定められている3つの理念を引き継ぎ、計画終了時に豊岡市がどんな姿をめざすのかという「目標とする姿」を審議会で審議いただく。その意見を基に、庁内検討委員会で「施策の方向性」を検討後、改めて審議会で審議いただく。施策の方向性が決まれば「主体ごとの役割（行動指針）」を庁内検討委員会で検討後、審議会で審議いただく。審議会で審議いただく項目は、「目標とする姿」、「施策の方向性」、「行動指針」である。現時点では、おおむねこの流れで進めたいと考えている。

次に、計画期間については、本日の審議会で委員の皆様から意見を伺いたい。事務局としては、第2次計画と同様の10年間を想定している。

計画期間の中で、自然環境、生活環境、地球環境、社会環境など、どのような環境像をめざすか、皆様の意見を伺いたい。近年の環境を取り巻くキーワードとして、「脱炭素社会の実現」「外来種対策の強化」「循環型社会の構築」「リジェネラティブ（環境再生）」「ネイチャーポジティブ（自然再興）」などが挙げられる。

他の関連分野の動きは、庁内検討委員会で把握し、次回審議会で共有させていただく。

「基本方針と目標とする姿」体系図は、あくまでイメージを提示するために作成した資料であり、項目内容や項目数を決定したものではない。例として捉えていただきたい。第2次計画では、「10の目標とする姿」、「14の取組みの方向」を定め、その方向ごとに市民、事業者、市、それぞれの「行動指針」を定めている。事務局としては、「目標とする姿」を定めるイメージを考えているが、それが何項目になるかは議論いただきたい。例として示している「目標とする姿1：コウノトリと共に生きるまちづくり（自然との共生）」は、条例に定める施策の基本方針②人と生きものがバランスよく共生するまちづくり、⑥地球環境の保全に関する目標となり、「目標とする姿2：脱炭素社会の実現」は、条例に定める施策の基本方針⑥に関する目標、というように「目標とする姿」はすべての「施策の基本方針」を網羅するイメージを考えている。

「施策の体系イメージ図」のとおり、条例で定めた「基本理念」と「施策の基本方針」は第2次計画から引き継ぎ、「目標とする姿」を定め、具体的な「施策の方向性」、それに基づき、市民・事業者・市のそれぞれが何をすべきかという具体的な「行動指針」を定める体系をイメージしている。事務局としては、第2次計画から少し体系の整理を行ってはどうかと考えている。

資料3-1には、計画策定のスケジュール案を示している。庁内検討委員会で議論した内容を審議会に共有させていただき審議いただき、その後、審議会の意見を庁内検討委員会に共有し議論を行うことを繰り返す流れで進めたい。第3回審議会までに、庁内検討委員会を開催し、現状把握と課題の整理を行いたいと考えている。また、計画策定の進捗状況によっては、11月、または1月に審議会を開催する可能性がある。計画案作成後、パブリックコメントを行い、3月に答申をいただいた後に、計画策定・公表とする予定である。今日の会議で決定をする段階ではないため、計画期間について、計画の組み立て・構成、どのような環境像をめざしていくか、また豊岡の環境の課題や評価など、委員の皆様から広く意見を伺いたい。

【会 長】

計画期間を何年間とするかという点と、望ましい環境像、すなわちめざす姿について皆様から広く意見をいただきたい。

まずは計画策定の進め方や表現に関して質問や不明な点があれば、発言いただきたい。

【委 員】

資料間で表現が異なり、非常にわかりにくくなっている。例えば、資料3-1のスケジュールに、条例で定められており変更、検討できない「基本方針の検討」と記載があり、「取組みの方向」という表現と「戦略」という表現が混在している。また、「取組みの方向」が第3次計画では「施策の方向性」に変わっている。全体的に言葉がバラバラになっているため、整理して統一していただきたい。例えば、事業者の立場でいうと英語で表したりする。目標とする姿は「ビジョン」、「where」、「ありたい姿」という表現がわかりやすいと思う。取組みの方向は、「how」、「視点」、「考え方」、行動指針については「what」や「ミッション」といった言葉になるかと思う。いずれにせよ今後、計画を策定していくに当たり、整頓してあることを願う。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、文言が混在しており、当日配布資料で文言を修正させていただいた。

「施策の基本方針」や「行動指針」は条例に定められた表記である。「目標とする姿」や「取組みの方向」、「施策の方向性」は、条例で決められた表記ではない。条例では、計画に「長期的な目標及び施策の方向を定める」となっている。また、条例では「施策の基本方針」だが、第1次、第2次計画では「基本方針」としている。第2次計画の「取組みの方向」にあたる部分については、第3次計画のイメージ図ではあえて「施策の方向性」と表記を変えている。第3次計画で「取組みの方向」、「施策の方向性」とするのか、「目標とする姿」、「めざす姿」とするのかといった表記についても意見をいただき、わかりやすいものにしていきたい。基本方針は条例で定められているため、スケジュールに記載のある「基本方針の検討」は誤りである。

【会 長】

ほかに質問がなければ、計画期間についての協議に移る。第2次計画では10年間の計画期間を設定していたが、第3次計画の計画期間を何年とするか、事務局は10年を想定されている。皆様から意見をいただきたい。

【事務局】

本日欠席の委員に事前に意見を依頼した。いただいた意見を共有させていただく。

「環境分野を取り巻く状況は変化が早いため、8年程度とし、中間年度で見直しを行う形が望ましいのではないか」という意見をいただいた。

また「一般的には第2次計画同様に10年が妥当だと思う。ただ、上位計画である基本構想が2029年度までとなっているため、次期基本構想が策定されていない段階で2036年までの10年にするのはどうかとも思う。上位計画との整合性を考え、3年で一区切り、基本構想に合わせるべきではないか。または、策定年度が被るため1年ずらし2030年度までの4年とする方法もあるのでは。期間が短いとすぐに見直しの時期となり事務局が大変になる等課題はある」と意見をいただいた。

【会 長】

皆様から意見をいただきたい。

【委 員】

望ましい環境像やめざす姿というのは、配布資料にある「目標とする姿」のことで、第3次としてどうするかを考えてほしいという理解でよい。

【事務局】

そのとおりである。

【委 員】

計画期間について、昨今の社会情勢の変化からすれば10年は長いと感じたのが率直な意見である。第2次計画を見た際に少し古いと感じた。

【委 員】

計画期間内で中間報告のようなものを想定しているのか。また、第2次計画を策定した際、上位計画である基本構想が変わるということは、どう認識されていたのか。

【事務局】

第2次計画策定時に基本構想の改定がどう影響していたか詳細な記録は手元にないが、第

1次計画から引き継いだ枠組みで、基本構想も引き継がれ策定されている。

中間報告については、計画自体の中間報告、見直しという形ではないが、毎年度の取組みの進捗状況の評価として環境報告書を作成しており、毎年度、審議会で皆様に審議をいただき評価、公表を行っている。

【委員】

10年は少し長いと感じている。自然災害なども増えており、何年が妥当かを判断するのは難しいが、感覚的には5年、あるいは他の委員が言われた8年ぐらいが妥当かと思う。

【委員】

第2次計画の目標とする姿やゴールは、10年後にどうなっていたいかだったと思うが、第3次計画の計画期間が5年や8年に変わると、その年数に応じた目標を考えるという理解でよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

計画を10年で考えるか、あるいは3年、4年とするかは、この計画の捉え方に関わってくることだと思う。3年や4年であれば、数値目標や具体的な施策をピンポイントで決め、それが達成できているかどうかという計画になる。一方で10年になれば、めざす姿のようなイメージ寄りの計画になると思う。どちらがよいのかを考えて期間を決める必要がある。また、第2次計画は非常に広範囲にわたる壮大なものである。同じ規模の計画を3年や4年ごとに策定するのはとても大変なことだと思う。そういったことも加味しながら期間を考えていく必要があると思う。

【委員】

策定する負担を考えると10年でもよいと思うが、行動指針の部分だけを5年で見直す、あるいは意見を交わすといった方法もあるのではないかと。審議会の想像力で10年先をイメージした考え方や指針を作ることも可能ではないか。

【委員】

10年は長い気がするが、策定にかかる負担を考えると10年になるのかなとも思う。ただ、10年後は現在の策定メンバーがほぼいない状態になるため、作った後の評価が少し難しいと思う。軽い見直しを入れるのがよいと思う。評価をどうするのかという点にも関わってくると思う。

【委員】

10年が一般的かもしれないが、事務局からも説明があったとおり、毎年度、環境審議会で環境報告書を審議する機会がある。その審議の中で意見を吸い上げ、毎年3月に市長へ報告する機会があるため、それを活かせるように毎年度の審議をしっかりとっていく形がよいのではないかと。

【会長】

期間について、皆様からいただいた意見を事務局で整理していただき、次回以降に決定する。

続いて、望ましい環境像、めざす姿についての協議に移る。体系イメージ図なども参考に

しながら、どのような姿を目指すべきか、現時点での思いを発言いただきたい。

【事務局】

欠席の委員から事前にいただいた意見を共有する。

構成について「第2次計画の「目標とする姿10項目」、「取組みの方向14項目」は丁寧に整理されているが、少し項目数が多く、全体像が見えにくい印象を受けた。皆様の意見を踏まえながら絞り込んでいってもよいのではないか」という意見をいただいた。また、めざす姿について「キーワードにある「リジェネラティブ」や「ネイチャーポジティブ」等、再生・再興という方向で考えていければと思う。環境を守るだけでなく、環境を活かして地域の暮らしや経済までも豊かになる姿がよいと思う」という意見をいただいた。課題としては、「里山や森林、農地に関わる人の減少、環境活動の担い手不足は大きな課題だと感じている。環境活動がボランティアや行政主導に偏るのではなく、農業、林業、観光、エネルギー、教育などと結びつき、地域経済の中で持続していく仕組みづくりが必要であると思う。第3次計画では「環境を守る計画」にとどまらず、「環境を通じて地域の価値を高める計画」として位置づけられるとよいのでは」という意見をいただいた。

また「第3次計画で「人口減少や人材確保に対して環境の切り口からできる計画」を構成の中に、可能な範囲で入れることはできないか。第3次計画のみならず、第4次、第5次と続いていくことになると思うので、環境基本計画が人口減少や人材確保対策の一助になればと思う。立派な計画を策定しても実現に向けて行動に移すのは人である。環境分野でも人材確保育成を前面に出した計画にできないでしょうか」と意見をいただいた。

【委員】

私が思うめざす姿は、1つ目は「特定外来生物が豊岡市内から見られなくなり、昔ながらの里山の景観が保たれている」2つ目は「子どもたちがコウノトリだけでなく地域の自然を大切にする心を持ち、環境の価値を高める意識を持って活動している」である。

【委員】

計画において、何をするかという具体的な指針は一番外側の部分であり、今回「目標とする姿」から考えるのは素晴らしいと思う。平成18年から条例は変わらずにあるが、ここは10年といった単位ではなく、もっと長い期間で、何のためにという目的が詰まっている。今一度、何のためにアクションをするのかという「why」のところを皆様の共通認識としてしっかり持つことができれば、自然に何をやっていくのか、何をするのかが付いてくると思う。資料だけではどうしてもイメージしにくい。豊岡市でよく使われている、かつて出石川にコウノトリがいて、人がいて、牛がいたという35年前の写真の風景のように、めざす環境のイメージができるような1枚が作れたら、市民が一致団結して共通の思いで向かっていけるのではないかな。

先ほどの何のためにという部分について、以前は基本構想に「コウノトリ悠然と舞うふるさと」とあったが、条例にもコウノトリ野生復帰をシンボルにという文言がある。しかし、野生復帰はすでに実現され、この20年でコウノトリが当たり前に見られるようになってきている。次の段階として、一緒に暮らしていく上で、そこにある課題をどうしていくか、どこを目指していくか。

【事務局】

その問題意識は事務局としても強く持っている。これまでの計画においては、すべての事柄が環境に通じているという考え方のもと、環境を中心に、幅広い大きな計画として策定されてきた。生物多様性、気候変動への対応、担い手不足や人口減少といった確実視されている未来の現状があり、それらの社会的な変化への対応を考えていくフェーズにあると認識している。また、コウノトリ野生復帰を経て、今後どのようにコウノトリと共に生きていくのかという問いかけに対してもフェーズが変わってきている。こうした様々な変化の中で、もう一度しっかりと環境やコウノトリということを打ち出していく方がよいのではないかと考えている。計画を理解しやすいものにすることで、市民の意識醸成と行動への移行を促していきたい。

【委員】

コウノトリは歴史や文化などすべてにつながっている。コウノトリをシンボルに据えるのは良いと思う。コウノトリと共にどうやって生きていくかというところを考えていきたい。

【事務局】

お示しした資料はあくまでイメージ、例であるため、みんながひとつになれるようなスローガンやビジョンも含めて計画の体系に含めていければと考えている。そこも皆様に一緒に考えていただきたい。

【委員】

「目標とする姿」や「望ましい環境像」の項目数は5つ程度でよいのではないかと。第2次計画を見ると方向性や関係性が少しわかりにくく感じた。今回の資料では、「目標とする姿」は5つ、「施策の方向性」は10程度と、目標とする姿と施策の方向性のつながりが整理されていてわかりやすい。

キーワードは「共生」であると思う。それが豊岡の価値であると思っている。行政が決め、行政がやる事ばかりでなく、市民が共感し、多くのことを市民も一緒にやっていくというのが、この豊岡らしく大切な考え方だと思っている。

【委員】

豊岡は以前から環境と経済がイコールであるという進んだ考え方をしていて、目標とする姿が「経済の活性化」とふわっとした表現ではなく、もう少し進んで「環境を守ることが稼ぐ力になるまち」のように、コウノトリ育む農法など自然再生のように環境保全や農業がもっとブランド化され、すべて一体であるというような形になればと思う。環境によいから何かをするのではなく、環境によいから高く売れる、環境がよいから多くの観光客が来るといった発想だけでなく、具体的な言葉にして落とし込んだ方がわかりやすくなると思った。

【委員】

環境審議会として、どういう環境がよいかを考えた際、身近にコウノトリ以外の生きものもたくさんいて、子どもたちが外で安心して遊べる環境が良い。コウノトリはいろんなものを食べる大型動物でわかりやすいシンボルである。コウノトリがいるということは多様な生きものが存在していることになる。一方で、コウノトリの個体数が増えてくると、糞害やクラタリングの騒音など、人とのあつれきも出てくることが予想される。共生はそうした負の部分も受け入れた上での共生になると思う。コウノトリを打ち出しすぎる必要

はないと思うが、そういったことも必要だということを市民に理解してもらうことも必要かと思う。市民が環境と共生する意識を今一度考え直すことになり、一丸となりやすい状況が出てくると思う。コウノトリを打ち出すことで、豊岡市はその環境を受け入れているということも言えなくはない。

【委 員】

負の意見も受け入れる、理解するという側面があることも理解して、どう生きていくかということが本当の共生であると思う。第2次計画にある「6つの合言葉」の「ばちがあたり」というのはインパクトがある。いいことばかりではない、自然に対する恐れがあって、敬う気持ちがあって、祭りごとや文化ができたという背景があると思う。そこを今一度大事にしたい。第2次計画の目標とする姿にある「様々な世代の人々が、地域の祭りや行事を楽しみ、未来へとつなげています」という項目は、楽しみだけが前面に出てしまうとイベント化してしまい、本来の神事、祭りごとの意味合いが抜けてしまうことが危惧される。なぜそういう祭りがあり、地域の文化として育まれてきたのかという理解をすることが次は必要ではないか。

【委 員】

目標とする姿の項目は、たくさんありすぎて、覚えきれないくらいになると結局は実効性がなくなる。先ほど言われたように、5つくらい、少なくとも事務局が暗唱できるくらいの5つ程度に絞った表現を試みてはどうか。施策の方向性は細かく分かれていてもよい。

【委 員】

目標とする姿を定めていく上で、環境政策や取組みそのものが目的化するのではなく、地域が抱えている課題を解決する手段として環境政策があるというあり方が望ましいと思う。例として挙げられている「脱炭素社会の実現」についても、それを目標とするよりは、地域が抱える人材不足や少子高齢化といった地域課題を解決するための手段のひとつとして脱炭素社会など環境政策に取り組むというあり方がよいと思う。これは国の環境基本計画を策定する上でも、環境政策が独立して存在するのではなく、地域課題を解決していく上で、その手段として環境政策に取り組んで行くという考え方が近年の主流である。地域の課題や地域の将来像と密着した形で計画があるというあり方にできればベストであると思う。

【委 員】

皆様の意見を聞きながら、誰がどうして、どうやって、実際10年後にどうなるかというイメージをしながら伺っていた。推進状況の評価結果も出ているが、評価をするのであれば、期間も決めなくてもよいのではないかな。あるべき姿やビジョンとして「こうなりたい」という目標があっても、森林や里山の問題、高齢化の問題などがあり、実際に誰がどのように動けば達成できるのか、ある程度ビジョンを示して「こんな風になればいいよね」というスタンスで進めていく方が、審議を進めやすいのではないかな。

【委 員】

条例が非常によくできているため、条例のとおりに進めれば環境基本計画は達成できるのではないかと感じた。この条例を基に、何年かごとに計画を見直していく形がよいのではないかと思った。

【会 長】

皆様からいただいた貴重な意見や、今後の庁内検討委員会での意見を踏まえ、方向性を整理していきたい。今後も協議を重ねながら、より良い計画を作っていきたい。進行を事務局へお返しする。

【事務局】

長時間にわたり慎重審議いただき、また貴重なご意見を数多くいただき感謝申しあげる。本当に良い計画ができそうな道筋が見えた気がしている。これから一生懸命取り組んでいくので、引き続きよろしくお願いしたい。

8 その他

【事務局】

それでは、「次第 8 その他」に移る。次回の審議会は7月20日の週で調整する予定である。審議事項は、従来の2025年度環境報告書について予定している。詳細が決定次第、改めて案内をする。

9 閉会

西垣副会長あいさつ